



「子どもの権利条約」では、子ども(18歳未満)を、権利をもつ主体と位置づけ、すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援を受けることが保障されています。しかし、近年、「子どもの貧困」の問題が深刻な状況となっています。

**そもそも貧困とは**

貧困状態を示す2つの代表的な考え方に「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。

**絶対的貧困**

人間として最低限の生活を送れない貧困レベルを指し、世界銀行では「1日1.90米ドル(約200円)未満で生活する人々」と定義されています。2015年には全世界で約7.34億人いると試算されています。

**相対的貧困**

その国の多くの人が持つ物を持たない、様々な体験の機会に参加していない等、その国の文化・生活水準と比較して困窮した状態を指し、先進国においても大きな問題となっています。具体的には、世帯の所得がその国の「『所得』(※)の中央値の半分(貧困線)に満たない人々」を言います。

平成30年度の国の貧困線は127万円でした。(令和元年国民生活基礎調査)

(※)この場合の所得は等価可処分所得を言います。等価可処分所得とは、世帯の可処分所得(家計収入-非消費支出=消費支出+貯蓄)を世帯員数の平方根で割った値を言います。

## 子どもの貧困についての現状

○子どもの貧困率

日米欧主要7か国(G7)のうち、米国について2番目に高い比率!

〈国の状況〉

	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
子どもの貧困率	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%

子どもの貧困率  
**13.5%**  
(約7人に1人)

令和元年国民生活基礎調査より抜粋

〈長崎県の状況〉

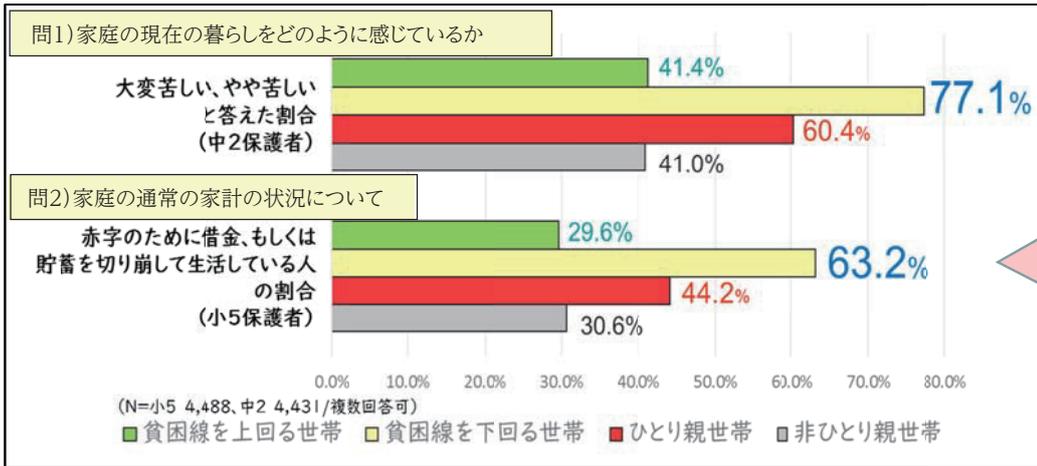
子どもの貧困率  
(貧困線を下回っていること)  
**11.2%**  
(約9人に1人)

本県の貧困線は97.2万円です。全国とは調査対象や世帯所得の把握の方法等が異なり、正確な比較はできませんが、所得と同様、貧困線も国を大きく下回っています。

○このように、国内において、さらに本県においても「子どもの貧困」は大きな問題です。

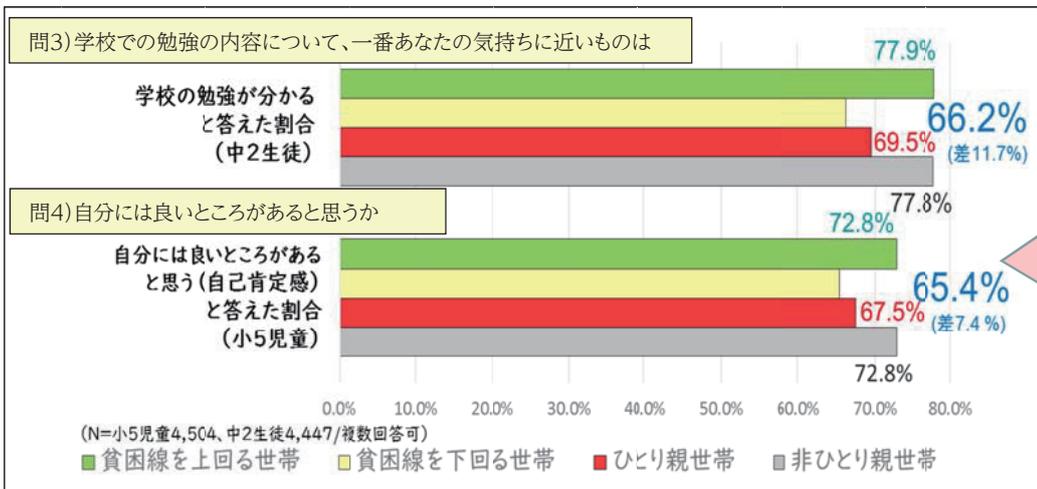
このような、子どもの状況をふまえ、本県における、「子どもの貧困」についての様々な現状や、その対策について、県が平成30年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」をもとに考えていきたいと思えます。

### 1 暮らしや家計の状況について(保護者用アンケート)



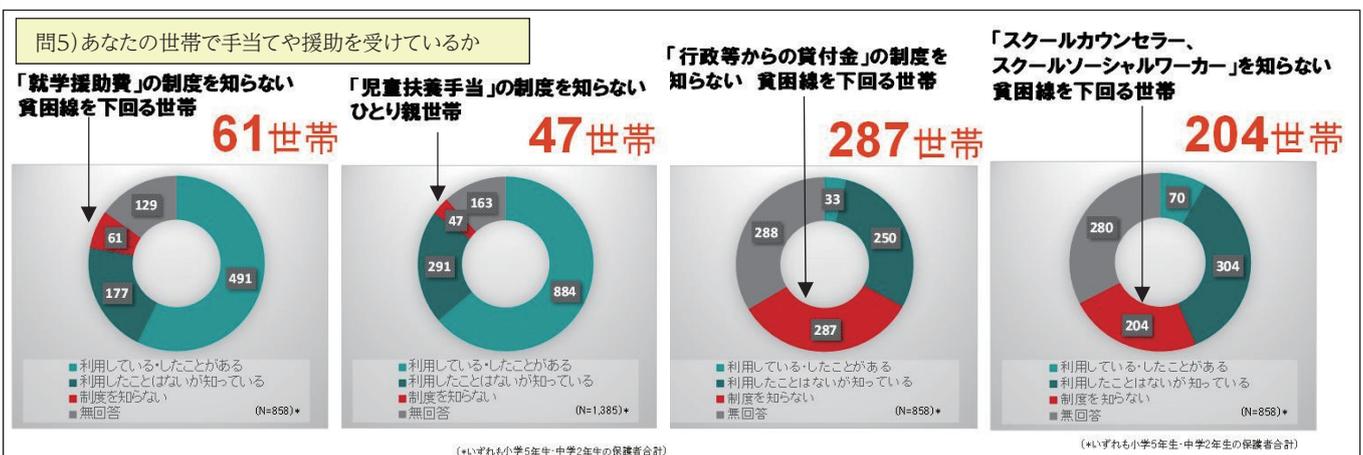
問1、問2とも、貧困線を下回る世帯やひとり親世帯で高い数値を示しており、貧困が心に与える影響の大きさが伺えます。

### 2 学習理解度や自己肯定感について(子ども用アンケート)

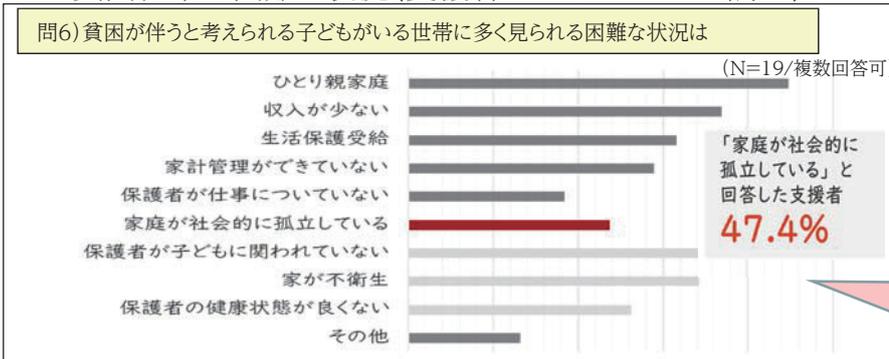


学力や自己肯定感 は子どもの自立に向けてとても大切です。貧困を理由に子どもの健やかな成長が奪われてはなりません。

### 3 支援制度の認知について(保護者用アンケート)



### 4 貧困世帯の困難な状況(支援者へのインタビュー調査)



それぞれの公的な制度の認知度に差があります。支援が必要な人に届けられるよう知らせる手立てが必要です。

貧困世帯の子どもたちが、他の様々な困難さをも経験していることが予想されます。

## ◆「長崎県子どもの生活に関する実態調査」から見えてきたこと

## 1.暮らしへの思い

○貧困線を下回る世帯の約8割が「生活が苦しい」と感じており、約6割が「赤字家計」です。

## 2.子どもの肯定感

○貧困世帯、ひとり親世帯は、そうでない世帯と比べて、自分の学習状況や自分自身についての評価が低いと考えられます。

## 3.支援に関する情報の認知

○様々な支援制度を知らない貧困世帯が一定数存在し、利用まで至っていない可能性があります。

## 4.複合的に起こる困難さ

○貧困によって、就労面や健康面への影響や、社会的孤立(社会的に孤立すること)等の二次的な問題が起こっていると考えられます。

子どもたちにとって、親以外の大人との温かい関わりは、貴重な経験です。子どもが発しているサインに気づくことのできるよう、多くの大人が関わりながら子どもたちを見守っていきましょう。次の学習プログラムは、子どもの様子をいろいろな方向から見ていこうというプログラムです。

## 【学習プログラム「アクティブウォッチング」】

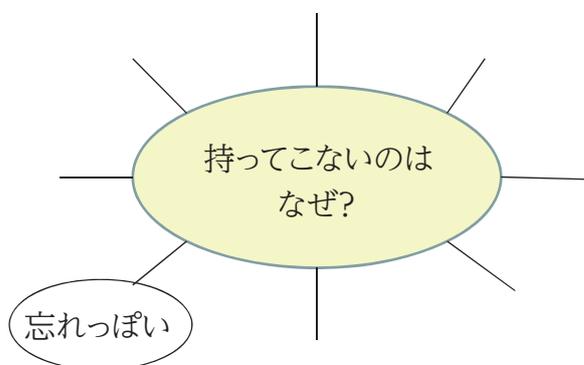
(出典:「人権教育をすすめるために第51集」長崎県教育委員会発行)

○次の場面について、考えてみましょう。

中学1年生のある学級では、水泳の授業を楽しみにして授業中はみんなの笑顔が広がります。

でも、Aさんは、何度注意しても水着や水泳カードを持ってこないで水泳学習に参加できません。

問) Aさんはなぜ水着を持ってこないのでしょうか、様々な視点で理由を考えてみましょう。



子どもの状況について、私たちは、つい固定的な見方で判断してしまいます。

しかし、もしかすると「持ってこない」のではなく「持ってくるのができない」のかもしれませんが。

理由の1つとして考えられることが、今日お伝えした「子どもの貧困」の問題です。

「子どもの貧困」に関わる主な傾向を意識し、見落としやすい生活上の困難を抱える子どもに気づく目安として、そして、気になる子どもがいた場合には、支援につなぐきっかけとして、県ではチェックリストを作成しました。(裏面)

本県では、子どもと接する「支援者」が、世帯の困りごとを早期発見し、必要な支援につながるため「子どもの貧困チェックリスト・フロー図」を掲載したリーフレットを作成しました。是非、このリーフレットを活用いただき、早期発見や支援につなげていただくようお願いします。

## 子どもの貧困早期発見チェックリスト・支援フロー図



子どもの貧困早期発見チェックリスト（判断基準）		
<p>切子どもの貧困にかかわる主な傾向を意識するためのチェックリストで、あくまで目安です。</p> <p>目見落としやすい、経済的理由によって生活上の困難を抱える子どもに<b>気づく目安</b>にしてください。</p> <p>切気になる子どもがいた場合には、職場内で共有し、<b>支援につなぐきっかけ</b>にしてください。</p>		
子どもの様子	主な傾向	想定される実態の状況
1	乳結露の場合、下着乳味であったり、便の中に不消化物が多し。また、嘔吐せずに飲み込むように食べる。	離乳期・幼児期の発達に合わせた食事や沐浴が提供できず、大人食をそのまま食べていたため、消化できていないものもみられる。
2	特別な病気がないのに、身重や体量の増えが遅い。	食費を切り詰めなければならない状況であったり、乳食のなかで、十分な食事が取れていない（食事の回数や量が不足している）。
3	長髪状態（夏休みなど）向けに体量の減量が多い。	食費を切り詰めなければならない状況であったり、乳食のなかで、十分な食事が取れていない（食事の回数や量が不足している）。
4	特別な病気がないのに、顔色がよくない。（口角を食べていない）	食費を切り詰めなければならない状況であったり、乳食のなかで、十分な食事が取れていない（食事の回数や量が不足している）。
5	風邪やケガで医療機関の受診が必要だとと思われるが受診していない。	医療費を工面することができず、必要な医療機関を受診できない状況にある。
6	虫歯があり、歯しても治療につながらない。	医療費を工面することができず、必要な医療機関を受診できない状況にある。
7	皮膚病があるが、治療・治療につながらない。（お灸も）	医療費を工面することができず、必要な医療機関を受診できない状況にある。
8	髪型が行っていない。	医療費を工面することができず、必要な医療機関を受診できない状況にある。
9	衣服のみでなく靴が破れたり、サイズにあったものを穿てていない。	必要な靴や靴下を履くことができない状況にある。
10	季節の洋服や、いつも同じ洋服を着ている。	必要な洋服や靴下を履くことができない状況にある。
11	洗濯をしていないようで、衣服が清潔ではない。	洗濯機がない状況にある。
12	入浴していないようで、体臭が不快に思われる。	入浴機がない状況にある。
13	オムツが汚れているのに長時間替えられていないため、おしりがふやけている。	オムツ代を工面することができない状況にある。

主な傾向		想定される実態の状況
14	いつもお話を聞かせていない。	食費を切り詰めなければならない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
15	「飯食を食べていない」という。	食費を切り詰めなければならない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
16	「寝ていても食べない」という。	食費を切り詰めなければならない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
17	満腹を超えて、給食を何杯もお代わりをする。	食費を切り詰めなければならない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
18	家から弁当を持参する日は、朝や学校を欠席している。	経済的理由から、家から弁当を持参することができない状況にある。
19	夜間、自宅以外で寝泊りし、そこから帰っている。	経済的理由から、家から帰ることができない状況にある。
20	夜間まで、子どもだけで家の外で遊んでいる。	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
21	登校・登校時間がバラバラな様子。	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
22	朝や学校の持ち物が足りない、忘れ物が多い。	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
23	家に帰りがたらない、家の扉をしがらがない。	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
24	友だちと遊ぶことが少くクラブ活動などにも参加していない。	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
25	学校の学習や進路、経済などについて悩んでいる。（自分自身でなく、自己肯定感が低い、将来に関して希望が持てない様子）	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
26	ボーっとしており、集中力がある。	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
27	自分なんかどうでも良いという態度が見られる。	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
28	（口でせつ○（私）なんせどうせ○（私）が悪いんだ ○知らない方がいいんだ ○死んだ方がいいんだ など）	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
29	自分の状況や要求を強く出さない（泣かない）であらう。	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。
30	落ち着きがなく、友だちや先生に対し、攻撃的・暴力的な言動をする。	一つの子どもを必要としない状況であったり、子どもを必要に応じて、養育している状況にある。

支援フロー図（貧困状態の子どもたちを確実に支援につなぐためのフロー図です。）

### ○支援の流れ

1. チェックリストを意識
2. 気になる子どもを発見
3. 気になる子どもの様子を観察
4. 職場内で情報共有
5. 職場内で対応策の検討

※流れの中で、判断や対応に悩む場合は、各市町または「つなががさき」にご相談ください。

**対応①（虐待が疑われる場合）**  
不適切な養育（虐待）が疑われる場合は、各市町が福祉事務所、または児童相談所へ通告をお願いします。

**対応②（子どもの貧困が疑われる場合）**  
○職場内での対応策 ○他機関との連携した対応策

貧困世帯が必要な支援につながる（教育支援、生活支援、就労支援、経済支援など）

「子どもの貧困早期発見チェックリスト・支援フロー図」をはじめ「子どもの貧困」に関する情報は県HPで！

長崎県 子どもの貧困

検索



長崎県人権教育啓発センター  
（県人権・同和対策課内）  
〒850-8570  
長崎市尾上町3-1 県庁内  
TEL 095-826-2585 FAX 095-826-4874  
開館：平日、土曜、日曜（午前9時～午後5時まで）  
休館：祝日、振替休日、年末年始

長崎県人権・同和対策課

検索

